

岐阜県公報

第二千九百七十九号
平成三十年九月七日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則
岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(労働雇用課) 五七七
(同) 五七七

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始

(治 山 課) 五七八
(道路維持課) 五七八
(同) 五七九

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監 査 委 員) 五七九
(同) 五八四
(同) 五八五

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 五八七

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
落札者等に関する公示
土地改良区役員の変更及び就任

(商業・金融課) 五八七
(技術検査課) 五八八
(西濃農林事務所) 五八九

規 則

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十四号

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

岐阜県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年岐阜県規則第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十条の」を「第二十二条の規定による」に改め、同条第五号、第八号、第十号及び第十二号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十五号

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

岐阜県訓練手当支給規則(昭和四十一年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正

する。

第一条中「雇対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第二条第一項第一号中「第二十条の」を「第二十二條の規定による」に改め、同項第六号、第九号及び第十号中「雇対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、同条第二項中「雇対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に、「公共職業安定所長」を「公共職業安定所長」に改める。

第七条第一項中「雇対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字飯島字峠ノ上二七二六の二・一七一九の二〇・一七一九の二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字タロビ一八二五の二、大字馬狩字日谷二四八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	清見合線	高山市清見町池本字丸岩一七一九番一地先地内	六・一〇	二・七六	六・一〇	六・一〇	

岐阜県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成三十年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
区域	敷地の幅	区域	敷地の幅
変更後	員(メートル)	変更後	員(メートル)
別	ル(メートル)	別	ル(メートル)
後	一九〇	後	一九〇
前	七五 三・二	前	七五 三・二
後	一九〇	後	一九〇
前	一九三・五	前	一九三・五
備考		備考	

岐阜県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
延長	供用開始	延長	供用開始
員(メートル)	の 期 日	員(メートル)	の 期 日
四・五	平成 三〇・九・七	四・五	平成 三〇・九・七
備考		備考	
決定区域又はその変更の告知年月日(ほか)		決定区域又はその変更の告知年月日(ほか)	
平成 三〇・四・七		平成 三〇・四・七	

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成三十年七月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年九月七日

- 岐阜県監査委員 山 本 勝 敏
- 岐阜県監査委員 太 田 維 久
- 岐阜県監査委員 山 本 泉
- 岐阜県監査委員 藤 良 寛
- 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

第1 監査実施機関数

監査実施機関数	監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項
知事直轄部	2	0	1	2
総務部	—	—	—	—
清流の国推進部	4	0	1	1
危機管理部	3	1	0	0
環境生活部	7	1	0	3
健康福祉部	1	1	0	0
商工労働部	—	—	—	—
農政部	13	4	5	4
林政部	5	0	1	0
県土整備部	1	0	1	3
都市建設部	5	2	1	3
県事務所	—	—	—	—
教育委員会	10	4	2	7
警察本部	2	2	1	4
その他	1	0	0	0
合計	54	16	16	39

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求むる事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれ計上しているため、監査実施機関数は一致しない。
「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、29 機関において、18 件の指摘事項及び20 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。また、1 機関において、1 件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 知事直轄（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
秘書課	平成30年7月27日	広報課	平成30年7月25日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
秘書課	指導事項	果有自動車1台の処分事務において、当該物品の不用決定にあたり、取得価格が100万円以上であるにもかかわらず、岐阜県会計規則取扱要領に定める出納管理課長への合議がされていたので、今後は適正に処理されたい。

指導事項	内容
時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	

2 清流の国推進部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
市町村課	平成30年7月31日	地域スポーツ課	平成30年7月30日
競技スポーツ課	平成30年7月30日	東京事務所	平成30年7月27日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
地域スポーツ課	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

3 危機管理部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
危機管理政策課	平成30年7月23日	防災課	平成30年7月17日
消防課	平成30年7月19日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
防災課	指摘事項	物品の管理事務において、岐阜県消防無線モニター発信装置など2件（取得価格計569,590円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

4 環境生活部（7機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境企画課	平成30年7月26日	廃棄物対策課	平成30年7月20日
環境管理課	平成30年7月26日	文化創造課	平成30年7月31日
文化伝承課	平成30年7月31日	美術館	平成30年7月27日
現代陶芸美術館	平成30年7月13日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
環境企画課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
廃棄物対策課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料113,400円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
文化創造課	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件3,884円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
美術館	指導事項	物品の管理事務において、ぎふ清流文化プラザに所在していたカーゴボックスなど5件(取得価格計601,440円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
現代陶芸美術館	指導事項	「日本画の逆襲」展作品搬送展示業務の委託において、再度入札に付し落札者がなかった際に、契約審査会の審査を受けることなく仕様書、予定価格及び契約方法を変更し随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。

5 健康福祉部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
中央食肉衛生検査所	平成30年7月27日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
中央食肉衛生検査所	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,636円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

6 農政部 (13機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	平成30年7月27日	農産物流通課	平成30年7月17日
農業経営課	平成30年7月19日	農産園芸課	平成30年7月17日
畜産課	平成30年7月18日	農村振興課	平成30年7月25日
里川振興課	平成30年7月25日	農地整備課	平成30年7月20日
岐阜農林事務所	平成30年7月9日	中農農林事務所	平成30年7月11日
畜産研究所	平成30年7月11日	農業大学校	平成30年7月12日
国際園芸アカデミー	平成30年7月12日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農業経営課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した4時間を別の勤務日に割振り変更を行った場合、週休日だった日及び割振り変更を行った日とともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該割振り変更を行った日について週休日の支給割合を適用していたことにより、1件968円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
里川振興課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
農地整備課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料131,220円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
岐阜農林事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
中農農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料72,478円が支払われていたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

畜産研究所	指導事項	内容
		搾乳施設の機器保守点検業務委託に係る契約事務において、契約書に完了検査の時期及び支払の時期が具体的に記載されていないもので、今後は適正に処理される。
農業大学校	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として49,083円の費用負担が発生していたので、職員の間接的放防止について一層の徹底を図らねばならない。
国際調音アカデミー	指導事項	SDカードの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 利用していないSDカードを一括して保管及び管理すべきところ、情報セキュリティ取扱管理者がこれを行っていた。2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを利用していたものがあつた。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、取り扱う文書名等を「特定個人情報管理台帳」に記載し、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

7 林政部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
林政課	平成30年7月23日	恵みの森づくり推進課	平成30年7月18日
県産材流通課	平成30年7月18日	森林整備課	平成30年7月19日
治山課	平成30年7月19日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
林政課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料84,780円が支払われていたため、職員の見舞金取上げについて一層の徹底を図らねばならない。

8 県土整備部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
多治見土木事務所	平成30年7月13日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

9 都市建設部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
水道企業課	平成30年7月23日	都市公園課	平成30年7月24日
公共交通課	平成30年7月25日	流域浄水事務所	平成30年7月6日
真鍮建築事務所	平成30年7月13日		

【監査の結果】

次のとおり指導又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
水道企業課	指導事項	水道事業会計における固定資産の管理事務において、包括外部監査で固定資産台帳データの耐用年数及び勘定科目の誤りについて指摘があつたため、固定資産の一部を対象として固定資産台帳の登録内容の正確性を検証したところ、固定資産台帳に設定された耐用年数が地方公営企業法施行規則別表第二号に定める有形固定資産の耐用年数と異なっているものが4件(帳簿原価計322,382,959円)認められた。 減価償却費は決算額にも影響を与えるため、固定資産台帳を精査し、正確性を確保するとともに、今後は適正な減価償却費を計上されたい。
都市公園課	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
流域浄水事務所	指導事項	物品の処分事務において、廃棄された物品の物品処分等調書が作成されていないもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

機 関 名	区 分	内 容
多治見土木事務所	指導事項	建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に規定する入札情報の公表が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故(取得価格74,008円)が発生していたので、職員の間接的放防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として76,280円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

10 教育委員会 (10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育管理課	平成30年7月26日	教育財務課	平成30年7月26日
教育研修課	平成30年7月30日	学校支援課	平成30年7月31日
特別支援教育課	平成30年7月30日	体育健康課	平成30年7月24日
岐阜総合学園高等学校	平成30年7月9日	東濃高等学校	平成30年7月12日
吉城高等学校	平成30年7月10日	華陽フロンティア高等学校	平成30年7月9日

【監査の結果】
次のおり指摘、指導又は検討を求める事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
教育財務課	検討事項	建築基準法第12条に規定する定期点検等(以下「12条点検等」という。)の委託契約事務において、仕様書のひな形を示して県立の高等学校及び特別支援学校(以下「県立高等学校等」という。)に組積造の扉又は補強コンクリートブロック造の扉等(以下「ブロック扉等」という。)の安全性等の点検と判定を行わせてきたところである。 しかし、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震で小学生が助けたブロック扉の下敷きになった事故が発生したことを踏まえて、ブロック扉等の緊急点検を行ったところ、県立高等学校等84校のうち、16校25か所で建築基準に適合していない状況が判明したことや、平成27年度から平成29年度までに行われた12条点検等でブロック扉等の項目において是正を要すると報告されたものは1校だけであったことから、安全性等の点検と判定が十分でなかった可能性がある。 こうしたことから、まず、これまでの安全性等の点検と判定にはどのような課題があったかを整理する必要があると考えられ、仕様書にはその整理を踏まえて必要な事項を分かりやすく明示するなどの工夫を検討されたい。
教育研修課	指摘事項	岐阜県総合教育センター電話交換機更新に係る契約事務において、一般競争入札が不発となった際に、契約審査会の審査を受けることなど契約方法を変更し、随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
学校支援課	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件3,581円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

11 警察本部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜中警察署	平成30年7月27日	各務原警察署	平成30年7月6日

【監査の結果】
次のおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜中警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、修繕料204,324円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
各務原警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として119,895円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
各務原警察署	指摘事項	道路標識管理上の1件の事故について、損害賠償金として437,756円の費用負担が発生していたので、点検の確実な実施等により交通安全施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
各務原警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料61,776円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

体育健康課

機 関 名	区 分	内 容
岐阜総合学園高等学校	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜総合学園高等学校	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
吉城高等学校	指導事項	校内除雪業務委託の単価契約において、重機7種類の業務単価を定めているが、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 随意契約を締結しようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を提出させなければならぬが、契約の相手方が特定の者に限定される理由を明らかにしないまま、一者のみから見積書を提出させていた。 2 業務ごとの予定数量と単価の積を求め、全業務につきこれを合算した総額を見積書として提出させず、定価格と比較すべきところ、業務予定数量を相手方に示さず、業務ごとの単価のみを見積書として提出させていた。 3 契約書に業務単価表を添付していなかった。

12 その他（1機関）

実施機関名 選挙管理委員会事務局	実施年月日 平成30年7月31日
---------------------	---------------------

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により
岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後
段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年九月七日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏
 岐阜県監査委員 太 田 維 久
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 本 良 祐
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成29年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について	19	0	2	17

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年8月2日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

○ 地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜保健所	備蓄施設が浸水ハザードマップの浸水想定区域内に立地しており、1階に備蓄されている物資及び資材は浸水すると使用できないおそれがあるため、浸水対策や保管場所の移転について検討されたい。	岐阜保健所の1階に備蓄されていた、原子力対策用の安定ヨウ素剤等の物資について、浸水した場合に想定される水深(0.5~1.0m未満)より高い場所(当保健所の2階倉庫)へ移設を行い、浸水時にも対処できるように措置した。
	燃料又は乾電池(以下「燃料等」という。)で稼働する機材(発動発電機、灯油ストーブ、ランタン、拡声器)について、燃料等が当該機材と一体的に備蓄されていないものがあるため、災害時に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達方法について検討されたい。	カソリンで稼働する発動発電機について、レギュラーカソリン缶詰を購入し、当発電機と一緒に保管することにより災害時に迅速に稼働できるよう体制を図った。

岐阜県監査委員会告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年九月七日

岐阜県監査委員 山 本 勝
 岐阜県監査委員 太 田 久
 岐阜県監査委員 山 本 維
 岐阜県監査委員 藤 良 泉
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成29年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	D	E	F	G	H
団 体	指導事項	出資・出捐団体	2	1	1	0	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	
	指 定 管 理 者	0	—	—	—	—		
	計	2	1	1	0	0		
	指導事項	出資・出捐団体	5	—	3	0	2	
		補助金等交付団体	3	—	3	0	0	
	指 定 管 理 者	4	—	3	0	1		
	計	12	9	6	2	3		
	検討事項	出資・出捐団体	1	—	1	0	0	
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	
指 定 管 理 者	0	—	—	—	—			
計	1	1	1	0	0			
所 管 機 関	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	1	—	1	0	0	
	指 定 管 理 者	0	—	—	—	—		
	計	1	1	1	0	0		
	指導事項	出資・出捐団体	1	—	0	0	1	
		補助金等交付団体	2	—	2	0	0	
	指 定 管 理 者	2	—	2	0	0		
	計	5	4	2	0	1		
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	
指 定 管 理 者	0	—	—	—	—			
計	0	—	—	—	—			
合 計	21	16	11	4	4			

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年8月2日に知事から通知があったもの
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療福祉連携推進課	公立大学法人岐阜県立看護大学	授業料の収入事務において、納入遅延に係る延滞金の算定を誤ったことにより、1件600円が収入不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対処を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 収入不足の600円については、6月16日に納入された。 延滞金の納入方法について、現在は授業料と一括納入させているが、納入予定日で延滞金を計算しており、その日までに納入されない場合は、金額が異なってくる可能性があるため、今後は、遅延した授業料を一旦納入させ、延滞金額が確定したのちに、延滞金を納付させるよう事務処理方法を変更した。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三労働雇用課の表五の項中「雇用対策法（一）を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（一）」に、「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年九月七日から施行する。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年九月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年八月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ美濃インター店

美濃市松森三三二二

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉 康成

和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉 康成

和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 藤田 和宏

大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目一番三号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年九月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年八月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

三菱地所・サイモン株式会社

三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット

土岐市土岐ヶ丘二丁目二番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三峰 代表取締役 川村 益充 外百五十二者
(変更後) 株式会社三峰 代表取締役 川村 益充 外百五十一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年九月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年八月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ美濃インター店

美濃市松森三三二二

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 四一五台

(変更後) 三四四台

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 公共事業執行支援システム運用委託業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成30年7月10日

4 落札者を決定した日 平成30年8月20日

5 落札者の住所及び氏名 東京都港区赤坂1 8 1
アクセンチュア株式会社

代表取締役社長 江川 昌史

6 落札金額 510,235,200円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部技術検査課

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
垂井町土地改良区	平成三〇・八・二	理事	清水 俊	不破郡垂井町宮代一五七九番地の一	
			古川 英治	同	栗原一五二番地の一
			藤 墳 守	同	表佐一八一四番地の一
			富田 良一	同	二二一〇番地の三
			柳 瀬 重一	不破郡垂井町綾戸一〇五六番地の七	
			石井 眞弘	同	平尾 一三三番地
			小竹 久通	同	府中 二三〇六番地
			寺崎 博男	同	市之尾 一九三番地
			藤井 恒典	同	大石 二四一番地
			川瀬 柱	同	岩手 二五二九番地
			栢 重利	同	伊吹 五一〇番地
			岩田 透	同	府中一四二番地の七
			三浦 高雄	同	不破郡垂井町 一五四九番地の四
		監事	中島 貞夫	同	一五九八番地の六
			富田 政美	同	不破郡垂井町表佐二二八二番地の一
			野田 耕治	同	岩手 五九六番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
垂井町土地改良区	平成三〇・八・三	理事	藤塚 正弘	不破郡垂井町宮代 一五九七番地	
			古川 英治	同	栗原一五二番地の一
			藤 墳 守	同	表佐一八一四番地の一
			富田 良一	同	二二一〇番地の三
			柳 瀬 重一	不破郡垂井町綾戸一〇五六番地の七	
			森川 祥史	同	平尾 二五二番地の一
			戸倉 文雄	同	府中一四五七番地の一
			岡本 平治郎	同	敷原 九七番地
			藤井 恒典	同	大石 二四一番地
			高木 栄太郎	同	岩手 三七〇七番地
			北村 巖	同	六三七番地の二
			岩田 透	不破郡垂井町府中一四二番地の七	
			三浦 高雄	不破郡垂井町 一五四九番地の四	
		監事	富田 政美	同	表佐二二八二番地の一
			野田 耕治	同	岩手 五九六番地
			岩田 武	同	不破郡垂井町 一一二番地

平成三十年九月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社